



# カリキュラム作成ナビ

## － はじめて求職者支援訓練を実施する方へ －

### 1. 求職活動における求職者支援訓練の役割とは

仕事探そう!



離職  
・  
転職

求人  
検索

職業  
相談

求職者支援訓練

職業  
訓練

就職  
支援

再就職

希望の仕事に決まった!



求職活動における職業訓練の役割は、「求職者が持つスキル」と「求人側が求めるスキル」とのギャップを埋めることにあります。求職者支援訓練は、雇用保険を受給していない求職者を主な対象としており、より安定した職業生活に移行できるよう、職業訓練の実施のみならず、訓練を実施する教育訓練機関においても職業相談やジョブ・カードの作成支援等による就職支援が行われます。

### 2. 求職者支援訓練のカリキュラムとは

#### (1) カリキュラムを構成するもの

再就職に資する内容とするため、再就職に不可欠な『職業スキル』の習得と再就職をサポートする『就職支援』により構成することになります。

さらに、社会人スキルの習得（基礎コースでは必須設定）、職業意識を醸成する職場見学や職業人講話、習得したスキルを職場で実践する企業実習（任意設定（基礎分野では設定不可））を訓練の目標に合わせて組み合わせることができます。



#### (2) 基礎コース・実践コースと訓練分野について

求職者支援訓練には就職に必要な基礎的なスキルを習得する『基礎コース』と基礎から実践までのスキルを習得する『実践コース』があり、さらに習得する職業スキルの内容によって約20の訓練分野（基礎コースは20の訓練分野、実践コースは19の訓練分野）に分けられています。

#### カリキュラムの構成

##### 【基礎コース】

社会人スキル  
(職業能力開発講習)



職業スキル  
(学科・実技)



職業意識の醸成  
(見学、体験、講話)



習得スキル実践  
(企業実習 ※1 ※2)



就職支援  
(職業相談等)

##### 【実践コース】

社会人スキル  
(職業能力開発講習)  
設定不可

内容によって  
訓練分野が決定

職業スキル  
(学科・実技)



職業意識の醸成  
(見学、体験、講話)



習得スキル実践  
(企業実習 ※1)



就職支援  
(職業相談等)

※1 任意設定です。 ※2 基礎分野（基礎コース）では設定できません。

### 3. 求職者支援訓練の実施機関としての認定申請に係る相談から申請書類の提出までの主な流れ

#### (1) まずはご相談ください

求職者支援訓練の実施機関としての認定申請につきまして、最寄の当機構の都道府県支部までご相談ください。



【都道府県支部所在地一覧】 <https://www.jeed.go.jp/location/shibu/index.html>



求職者支援課

#### (2) 申請書類の提出までの主な流れについて



求職者支援訓練の適正な実施のため、厚生労働省令により定められた『認定基準』があります。この認定基準には、訓練実施に係る運営体制（就職支援体制等も含む）、施設の設備、講師の要件等が定められています。

この中には職業訓練の実績を求める要件があります。自社で実施した研修が職業訓練としての実績に該当する場合がありますので、ご相談の中でお伝えください。

また、訓練内容の検討においては、参考となるツールとして **カリキュラム作成ナビ** を用意しております。**カリキュラム作成の流れや成果シート作成のポイント**のほか、**カリキュラムの作成例**なども掲載していますので、ご検討の際にぜひともご活用ください。



【カリキュラム作成ナビ】 [https://www.jeed.go.jp/js/shien/curriculum\\_navi.html](https://www.jeed.go.jp/js/shien/curriculum_navi.html)

※3 認定申請書類の受付期間は都道府県毎（毎月単位・四半期単位）に異なります。このため、申請書類の提出から訓練の開講までには数か月から半年程度の期間を要することになります。

### 4. 申請書類の審査から求職者支援訓練の開講までの主な流れ

#### (1) 求職者支援訓練の開講までの主な流れについて



求職者支援訓練の申請書類の審査は、認定基準に照らし合わせた審査だけでなく、よりよい職業訓練となるような観点からも審査しています。このため、申請内容について、都道府県支部から提案させていただくことがあります。

また、審査の結果、認定基準を満たさない箇所がある場合、該当する箇所については認定基準を満たす内容に変更するよう補正をお願いしています。補正についてはその都度期限を設けておりますが、期限内に補正がなされない場合は審査の最終結果として不認定となりますので、ご注意ください。

認定基準を満たした申請については、当機構が求職者支援訓練として認定いたします。認定に際しては（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構から認定申請者あてに認定通知書を交付いたします。認定通知書の交付後、訓練のコース情報は、**ハローワークインターネットサービス**によりインターネット上に公開されます。



【ハローワークインターネットサービス】 <https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>

※4 求職者支援訓練では、受講者の募集における受付等の窓口はハローワークが行います。